昭和十七年五月四日

五拾部ノ内第拾號

軍事極秘

香港ノ警備並ニ軍政實施ニ關スル香港占領地總督第二遣支艦隊司令長官間協定覺書

香港占領地總督陸軍中將　磯谷廉介

第二遣支艦隊司令長官海軍中將　新見政一

〔前略〕

ニ關スル事項

(一)香港攻略ニ關スル第二十三軍司令官第二遣支艦隊司令長官間協定第十五ノ(ロ)項ニ依ル海軍警備擔任地域內海軍管理一般諸施設中左ノ外其ノ管理ヲ總督ニ移管ス

(イ)第二海軍病舍(舊東華東病院)

(ロ)海軍軍法會議廳舍(舊少年感化院)

(ハ)海軍自動車修理工場(舊香港ホテルガレーヂ)

(ニ)海軍自動車修理工場附屬倉庫(舊テキサス倉庫)

(ホ)北角海軍倉庫地帶

(1)第十一特別工作部廳舍(舊政廳倉庫)但シ將來海軍水路部豫定地

(2)海軍北角倉庫及附近廣場(舊西南運輸倉庫)

(3) 海軍水上警備隊見張所竝ニ特務倉庫（舊太古洋行石炭置場）

(ヘ) 下士官兵集會所附近廣場竝建物

(ト) 港務部見張所兼倉庫（ヨツト倶樂部）

(チ) 海軍經理部第四、第五倉庫但シ軍需品格納ノ要無キニ至ラハ移管ス

(リ) 兵舍竝ニ宿舍

現在使用中ノ海軍兵舍竝ニ宿舍

(ヌ) 慰安施設

海軍會館（舊英京飯店）海軍將校倶樂部（六國飯店）海軍慰安所（四軒）海軍指定食堂（五軒）但シ適當ノ時機ニ移管ノコトトス

(ル) 舊クリケツトグラウンドハ總督部管理シ陸海軍共用トス

〔以下略〕